

報告事項(1) 給食費の未納対策について

1 給食費について

学校給食は、学校給食法により、施設・設備に係る経費は設置者の負担であり、食材料費は保護者の負担となっている。

区 分	給食費単価	備 考
中学生	290 円	平成 2 6 年度から (消費税率改定により)
小学生(新宿小分室)	273 円	

2 過去 3 年間の未納状況

	調定額	未納金額	徴収率
平成 2 9 年度	13 億 825 万円	750 万円	99.43%
平成 2 8 年度	13 億 1,848 万円	723 万円	99.45%
平成 2 7 年度	13 億 2,339 万円	523 万円	99.60%

3 給食費未納者への対応

- (1) 給食費未納者(過年度分)へ催告文の送付
- (2) 徴収嘱託員による訪問徴収(平成 2 4 年 9 月から)
- (3) 児童手当からの滞納分給食費の徴収(平成 2 5 年 2 月支給分から)
- (4) 徴収専門組織「債権管理課」への徴収移管(平成 2 5 年度から)
- (5) 市税等電話催告業務委託(コールセンター・平成 2 6 年度から)
- (6) 学校給食費徴収事務の公会計化(平成 3 0 年度から施行)